

前近代移行期南関東農村における農家数減少とその対策 —相模国大住郡横野村における明屋敷とその再興—

東京大学大学院 農学生命科学研究科 特任助教
(社) 農協共済総合研究所 客員研究員

と い し な な み
戸 石 七 生

目次

1. はじめに
2. 「農村荒廃」の人口学的背景
 - 1) 前近代移行期地域別人口の趨勢
 - 2) 横野村の概略と江戸時代の横野村の人口推移
3. 世帯の消滅と再興
4. 明屋敷の管理と再興
 - 1) 明屋敷の管理
 - 2) 明屋敷の再興と養子縁組
 - 3) 横野村における百姓株の定数
5. おわりに

1. はじめに

現在、日本社会の抱える最も大きな問題の一つは人口の高齢化と出生率の低下による人口減少である。今回の国勢調査(2010年)で、全国1728市町村のうち4分の3(1321市町村)がこの5年間で人口減少を経験したことが明らかになった。とりわけ農山村においてその傾向が著しいことは、都道府県別の統計を見ても明らかである。3大都市及びそのベッドタウンである8都府県¹⁾及び沖縄県で人口が増加しているのに対し、それ以外の38道府県では人口が減少しており、鮮やかな対照をなしている²⁾。今や、人口減少は大都市圏と沖縄を除く全国の地方自治体の共通の課題と

言ってよい。

日本社会が人口減少問題に悩まされたのは現代が初めてではない。寛政の改革で有名な老中松平定信は関東農村の人口流出及び耕作放棄地の増加について随筆『宇下人言』^{うげのひとこと}で以下のように歎いている³⁾。

「いま関東の近き村々、荒地多く出来たり、ようよう村には名主ひとりのこり、その外はみな江戸へ出ぬというがごとく」

「村に名主(=村長)しか残っていない」というのは誇張した表現であろうが、19世紀前半の社会を鋭く批評した『世事見聞録』で、武陽隠士は北関東の農村の人口減少について

常陸・下野（現在の茨城・栃木）を取り上げ、次のように述べる⁴⁾。

「関東の内にも、常陸・下野は過半荒れ地潰れ家出来たる由、もつともこの辺の風俗古来、子を間引くとて生まれたる子を殺す故、だんだん人少なになりたりという説あれども、しかし、これは右の子を間引き取るにはあるべからず、その事は昔よりの仕曲となれば、さあは古来も人少なにてあるべきはずなるに、前々は豊饒なる国などと見えて、名将・英雄・豪傑も発り、民家も沢山にありて、御入国（筆者注：家康の江戸入り）の頃まではさのみ余国に劣らざる相応の国柄にてやありけん。（中略）しからは全く子を殺す故にはあるべからず。人少なになり荒れ地出来たるは、およそ百余年以来の事なり。」

要約すると、17世紀の常陸・下野は他の地域に劣らず豊かであって、目立って人が少なかったということはなく、人が減り、荒れ地ができたのは18世紀から19世紀にかけてのことであるということになる。「人少な」は、現在の「人口減少」、「荒れ地」は「耕作放棄地」に相当するだろう。つまり、茨城・栃木の農村は18世紀から19世紀にかけて、人口減少とそれに伴う耕作放棄地の増加というある意味現代的な問題に直面していたことが分かる。

同時代人だけではなく、歴史研究者の間でも「村全体が人口減少と荒れ地に悩む」北関東の「農村荒廃」現象について⁵⁾、1980年代を中心に多くの研究が行われ、幕藩体制が動揺した要因として見られた⁶⁾。落合延孝は

「一八〇六（文化三）年より五〇年間に玉村宿改革組合村（筆者注：現在の群馬県玉村と伊勢崎の一部）の家数は一三〇五軒から九一二軒に減少し、潰百姓の軒数は三九一軒に及んでいる。全家数の三〇%が潰百姓になっており、幕府の百姓への勸農教諭の政策は破綻をきたしていた」⁷⁾と述べている。

こうした現象は北関東だけのものだったのだろうか。それとも、日本全国に共通する現象なのであろうか。また、落合の言うとおりの幕府の勸農政策が破綻していたとしても、それは村が人口減少に対して全く無策であったことを意味しない。江戸時代の村の規模は平均すると人口400人程度であるから⁸⁾、数値の観点からは人口変動リスクに対して非常に敏感かつ脆弱な組織であり、人口の安定は村の持続性にとって必要不可欠な要素であった。人口減少に対して、江戸時代の村はどのように対応していたのだろうか。本稿では、相模国大住郡横野村（現在の神奈川県秦野市大字横野）の歴史史料を取り上げ、前近代移行期の農村社会が人口減少リスクにどのように対応していたかを明らかにする。

2. 「農村荒廃」の人口学的背景

1) 前近代移行期地域別人口の趨勢

急激な人口成長がみられた江戸時代でも江戸時代後半の日本人口は停滞したと言われるが、地域別の統計をとりあげると、人口の趨勢は地域によってその様相を異にしていることが分かる。幕府による全国を対象とした人口調査は、八代将軍吉宗の命令により享保六年（1721）から始まり、弘化三年（1846）まで続いた⁹⁾。この章では、江戸時代の人口調

表1 1721年を100とした場合の地域人口の推移

	享保六年 (1721)	宝暦六年 (1756)	天明六年 (1786)	文政五年 (1822)	弘化三年 (1846)	明治五年 (1872)
近畿	100	97.73	94.66	96.02	93.50	99.75
東海	100	100.61	99.16	107.12	106.65	115.36
関東	100	97.95	85.40	82.81	86.63	100.98
東北	100	92.10	83.39	89.04	88.73	122.72
東山	100	102.80	104.07	110.01	110.11	127.56
北陸	100	102.65	97.81	111.86	117.57	153.06
山陰	100	109.25	111.97	127.87	124.81	140.05
山陽	100	102.45	108.45	111.21	120.25	143.09
四国	100	104.92	108.45	122.32	126.82	159.66
九州	100	104.51	104.93	110.44	113.78	161.72

出所：関山直太郎『近世日本の人口構造』141頁。

表2 1721年を100とした場合の関東国別人口の推移

	享保六年 (1721)	宝暦六年 (1756)	天明六年 (1786)	文政五年 (1822)	弘化三年 (1846)	明治五年 (1872)
上野	100	101.83	91.80	80.23	75.16	89.06
下野	100	95.31	77.64	70.54	67.62	89.02
常陸	100	90.06	72.22	69.57	73.24	91.06
武蔵	100	93.21	85.48	89.02	93.38	102.10
相模	100	97.74	89.38	86.31	97.00	114.07
上総	100	107.66	95.34	91.36	88.52	103.05
下総	100	104.23	89.10	77.23	96.75	118.86
安房	100	119.02	108.20	120.84	124.16	133.83

出所：速水融「人口統計史から見た明治維新」『歴史人口学研究』藤原書店、2009年、109-118頁。

査及び明治五年（1872）までの統計を概観する。表1は享保六年（1721）の人口を100とした場合の地域人口の推移を指数で表したものである。

多くの時代、多くの地域で人口が増加し、指数にして5以上の減少を見るのがほとんどないことが分かるが、その中で関東と東北は極端な場合は20近い落ち込みを示しており、例外的である。ただし、東北の人口が最も落ち込みを見せたのは天明六年（1786）であり、これは浅間山の噴火等による天候不順が東北を中心に甚大な被害をもたらした天明の大飢饉（1782-1788）の影響と考えられる。その東北すら19世紀の人口は順調な回復を示しているのに対し、関東の人口は幕末には増

加に向かうものの、文政五年（1822）に82.81と、さらなる落ち込みを示している。つまり『世事見聞録』の言う通り、19世紀最も人口減少が著しかったのは常陸・下野を含む関東であった。

続いて、関東の人口の推移を国別に見てみよう。表2は表1と同じく、享保六年（1721）の人口を100とした場合の人口を同様の間隔で示したものである¹⁰⁾。

この表を見ると、常陸国と下野国では18世紀後半に宝暦六年（1756）から天明六年（1786）の30年間に人口が観測初年度の7割に激減し、その後少なくとも60年にわたって伸び悩んでいるのが目立つ。一方、横野村のある相模国を見ると、天明六年（1786）には

地図1 秦野市



地図1拡大図（太線内は横野村領域）



観測初年度の約90%に、文政五年（1822）には85%に落ち込むものの、その四半世紀後には観測初年度に匹敵する水準に回復しつつあり、明治五年（1872）には15%以上の増加をみている。

北関東との比較でいえば、相模国は18世紀末から19世紀にかけて一時落ち込むものの、その後は文政五年（1822）から弘化三年（1846）にかけては年平均0.48%の増加率、弘化三年（1846）から明治五年（1872）にかけては年平均0.62%の増加率となって、北関東よりはるかに順調に人口が回復したと言える。よって、江戸時代後期の相模国の農村を「荒廃」の一言で表現するのは適切でないかもしれない。ただし、幕府による最後の全国的人口調査が行われた弘化三年（1846）から明治五年（1872）にかけての年0.62%という高い人口増加率は、ペリーの来航（1853）と開国（1854）を受けて都市を中心に多くの人口が流入した影響が大きいことは否定できない。

では、農村の人口趨勢はどのようなものだったのだろうか。相模国の山村である横野村は人口減少に全く無縁だったのだろうか。次節では、横野村の人口推移を取り上げること

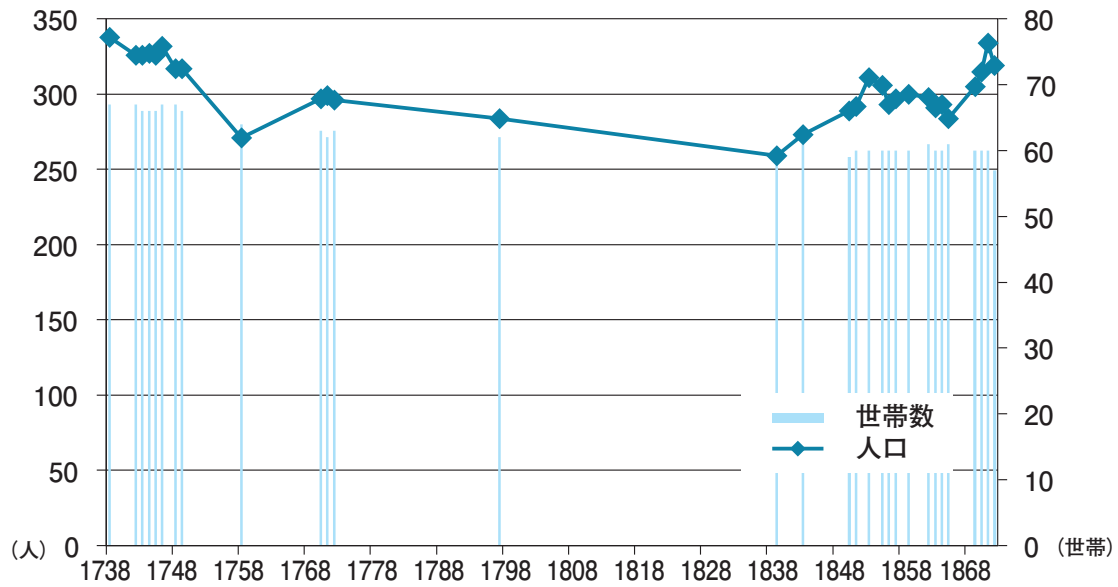
によって、幕末南関東の人口問題をミクロレベルで論じてみたい。

2) 横野村の概略と江戸時代の横野村の人口推移

本稿で取り上げる横野村（現在の神奈川県秦野市横野地区）は矢倉沢往還（現在の国道246号）をヤビツ峠の方へ北上した山中に位置していた（地図1、地図1拡大図参照）。横野村の農業では煙草栽培が盛んであったが、その他の主な産業は炭焼であった¹¹⁾。江戸時代の横野村は、近世初期は天領（幕府直轄地）であり、天保十三年（1842）以降は明治維新まで小田原藩領に属していた¹²⁾。

江戸時代の横野村の人口推移を示したものが図1である。なお、本稿で数量分析の主な対象となるのは宗門改帳と戸籍であり、その宗門改帳も元文三年（1738）から明治五年（1872）まで30か年分が断続的にしか残存しないことを最初に断っておく¹³⁾。史料上の制約により、横野村の人口は元文三年（1738）から明治五年（1872）まで断片的にしか判明しない。さらに、寛政九年（1797）から天保十年（1839）にかけて最大42年の中断期間があり、その間の人口は不明である。

図1 横野村人口と世帯数（1738—1872）



出所：横野村宗門改帳および戸籍より筆者が作成。以下、特に断りが無い限り同様。

表3 横野村人口と世帯数の変動

	観測回数	標本平均	最大値	最小値	標本標準偏差	変動係数
人口（人）	30	303.31*	338	259	20.01*	0.066*
世帯数（世帯）	30	62.34*	67	57	2.84*	0.046*

*注：明治五年（1872）の値を除く

人口の趨勢について特徴を述べると、元文三年（1738）に最大値338人を記録した人口は宝暦八年（1758）には271人と急激に落ち込み、その後やや回復するものの、中断を経て天保十年（1839）には最小の259人となる。その後、幕末から明治初期にかけて徐々に増加し、明治四年（1871）には観測初年度に匹敵する334人にまで回復する。なお、最初の大きな中断の間（1772-1797）には江戸三大飢饉の二番目である寛政の飢饉、その後の42年の中断（1797-1839）の間にはもう一つの江戸三大飢饉である天保飢饉が起きており、それらがどのような影響を村の人口に与えたのかは現在のところ不明である。

一方、世帯数については、元文三年（1738）

から寛延二年（1749）は66～67世帯の間、宝暦8年（1758）から寛政九年（1797）は62～64世帯の間でほとんど変動しない。その後天保十年（1839）年から明治四年（1871）までは、59～61世帯の間で安定している。その後、明治五年（1872）に入るとなぜか57世帯に激減している。

明治五年（1872）を除いてさらに詳細に観察すると（表3）、横野村の人口と世帯数については得られた標本の数値の平均が人口303.31、世帯数62.34であり、前述の人口約400人という江戸時代の「平均的な村」と比べると少々小さいと言える。人口について標本標準偏差を計算してみると、20.01人という値が得られた。総人口の約15分の1に相当

する大きさであり、横野村は江戸時代後期を通じて大きな人口変動リスクにさらされていたと言えよう。一方、世帯数の変動リスクについては、標本標準偏差を計算すると、2.84世帯である。人口と世帯の変動リスクを比較するために変動係数をそれぞれに計算してみると、0.066と0.046であり、グラフの示す通り人口に比べて世帯数の変動は小さく、安定していたと言える。

要するに、横野村では人口に対し、世帯数の変動の幅は小さく、段階的にしか変化しなかったと言える。世帯数が必ずしも人口と連動しておらず、あまり変化しなかったという事実が何を意味するのか。次章では史料が比較的充実している天保十年（1839）から明治三年（1870）の個々の世帯の動きに着目し、それを探してみたい。

3. 世帯の消滅と再興

この章では、天保十年（1839）から廃藩置県の前年の明治三年（1870）までの間に作成された宗門改帳を対象とし、分析を行う。

世帯数増減という観点から個々の世帯の動向を追う場合、この期間に作成された宗門改帳が優れているのは、各五人組の構成世帯が全て記載されている点である¹⁴。そのため世帯の消滅についても、五人組の構成世帯として「明屋敷」(=あきやしき空き家)として最後の世帯主名と共に記録され続ける。世帯が消滅した年の宗門改帳が残存すれば、その世帯の構成員個人に何が起きたのかを知ることができる。要するに、この期間の横野村の宗門改帳では、(その年のものが残存してさえいれば)世帯の消滅というイベントは、五人組レベル

及び個人レベルの二重の記述から観察可能なのである。また逆に、明屋敷に人が入って消滅した世帯を再興することもある。その場合も、記録の上では世帯の消滅と同じく、五人組レベルと個人レベルの観察が可能である。ただし、欠年の間に世帯が消滅し、再興された場合は全く観察できなかった事例があることは否定できない。

以上の史料上の制約を踏まえた上で、観察期間中に把握可能であった事例を一覧表にすると表4のようになる。明屋敷を数えると延べ8世帯、観察開始時点ですでに明屋敷であった3世帯を除けば31年間で少なくとも5世帯の明屋敷が生じたこととなる。前章で筆者は世帯数の変動が少ないと書いた。しかし、それは個々の世帯を追跡調査した場合、60世帯を大きく超えることのない村にもかかわらず、31年間で5世帯が消滅するような水面下の激しい動きを伴ったものであった。

次に、それぞれの世帯が消滅した理由を調べてみよう。上述の資料的制約による左センサリング¹⁵に加え、宗門改帳の欠年の間は情報がないため、残念なことに消滅理由が明らかである世帯はそれほど多くない。

表4における①太平治の世帯と、⑦ちよの世帯のみである。①太平治については天保十四年（1843）の宗門改帳で、60歳で男子重太郎30歳と共に死亡し、同時に五人組の記載においては明屋敷となっているのが確認できる。⑦ちよについては、文久二年（1862）の宗門改帳で五人組では明屋敷にはなっていないが、「此者死去仕候 明屋敷」と世帯ただ一人の構成員であるちよが死亡し、明屋敷になったことが確認できる。残りの消滅理由が

表4 明屋敷一覧（1839—1870）

年度	明屋敷名前と番号								明屋敷計
	太平治 ①	何兵衛 ②	伝蔵 ③	喜久右衛門 ④	佐助 ⑤	茂右衛門 ⑥	ちよ ⑦	八左衛門 ⑧	
1839	—	明屋敷	明屋敷	明屋敷	—	—	—	—	3
1843	消滅	再興	再興	明屋敷	—	—	—	—	2
1850	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	明屋敷	—	—	4
1851	明屋敷	—	—	明屋敷	記載漏れ	再興	—	—	3
1853	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1855	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1856	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1857	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1859	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1862	明屋敷	—	—	再興	明屋敷	—	消滅	—	2
1863	明屋敷	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	3
1864	明屋敷	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	3
1865	再興	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	2
1869	—	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	明屋敷	3
1870	—	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	明屋敷	3

表5 明屋敷以前最終観察年世帯員

世帯番号	明屋敷名	最終確認年	世帯員
①	太平治	1843	太平治 (60) *、男子重太郎 (30)
⑤	佐助	1843	平八 (65) *、女房 (60)、男子佐七 (19)、婿松五郎 (29)、同女房 (27)
⑥	茂右衛門	1843	弥太郎 (33)
⑦	ちよ	1862	ちよ (16) *
⑧	八左衛門	1864	辰五郎後家 (28) *

注：*は世帯主。

不明である3世帯についても、上記の2世帯とあわせて一覧表にすると（表5）、⑤佐助の世帯を除いて世帯員が1～2人である。⑤佐助の世帯が消滅した世帯については、本人と息子並びに娘夫婦という複雑な家族構成及び計5人という世帯員数を考えると、世帯員の死亡による消滅は考えにくく、引っ越しや^{かけおち}欠落（＝失踪、夜逃げ）による移動で明屋敷になったものと考えられる。⑥⑧については世帯構成員の若さをみると、世帯員の死亡だけではなく移動による消滅も大いに考慮する必要があるのである。いずれにせよ、5世帯のうち4世帯は世帯消滅の直前、世帯員数が1～2人になるという非常に消滅リスクの高い状況に

置かれていた。

それでは、横野村の住民は世帯数の減少にどのように対応していたのであろうか。表4を見ると、天保十年（1839）から明治三年（1870）までの31年間で5世帯が再興されており、明屋敷に人を入れたことが分かる。31年をトータルで見れば、5世帯が消滅し5世帯が再興されているので、増減は0となる。ただし、消滅した世帯はすぐに再興されるとは限らない。特に観察期間が天保十年（1839）から明治三年（1870）までという資料上の制約があるので、前述の右センサリングにより⑤⑦⑧の世帯についてはその後再興されたかどうか、また再興されたとしてもいつなの

表6 明屋敷再興年世帯員

世帯番号	名前	再興時世帯員	消滅年	再興年	明屋敷期間
①	太平治	傳良 (33)、女房 (27)	1843	1865	22年
②	何兵衛	玄秀 (42)、妻みさ (37)、女子なぎ (9)、男子茂十郎 (6)、女子なつ (3)	観察不能	1843	4年以上
③	伝蔵	儀右衛門 (47)、女房 (40)、女しげ (17)、女かく (10)、女ひやく (4)	観察不能	1843	4年以上
④	喜久右衛門	金五郎 (36)、女房 (30)、くめ (2)	観察不能	1862	23年以上
⑤	佐助	—	1844～1849の間	観察不能	21年以上
⑥	茂右衛門	茂右衛門 (27)	1844～1849の間	1851	7～2年
⑦	ちよ	—	1862	観察不能	9年以上
⑧	八左衛門	—	1866～1868の間	観察不能	2年以上

かは不明であることは断っておかねばならない。

それを考慮に入れた上で5つの再興世帯の事例を観察すると(表6)、世帯が消滅してから再興されるのにかかる時間に関して、ある程度特定できる事例が2例ある。①太平治明屋敷は、天保十四年(1843)に世帯員の死によって世帯が消滅した後、元治二年(1865)に再興されたことが判明している。その間、22年である。⑥の茂右衛門明屋敷については、史料の欠年により世帯消滅年は特定できないが、天保十四年(1843)では弥太郎(33)がいることが確認でき、嘉永三年(1850)では明屋敷となっている。したがって、世帯消滅が1844～1849年の間であると仮定すると、明屋敷であった期間は最短で2年、最長で7年である。だが、左センサーリングにより明屋敷期間が不明である②③、右センサーリングにより明屋敷期間が不明である⑦⑧を除くと、残り4例の明屋敷のうち3例が20年以上の明屋敷期間を経験している。⑥茂右衛門明屋敷のように2～7年の短期間で再興されるというのはむしろ例外と言えそうで

ある。

20年以上の明屋敷期間と表4の「明屋敷計」欄の2～4という数字が示すように、村には恒常的に明屋敷があったという事実を重ね合わせると、次のような疑問が浮かび上がってくる。村の明屋敷が常にあり、しかもその一つ一つが再興されるまで20年ほど待つことを覚悟しなければならないのなら、明屋敷が放置されていたとは考えにくい。明屋敷は誰に、一体どのように管理されていたのだろうか。

また、どのような人間が世帯を再興したのかを観察すると、興味深いことが分かる(表6)。再興事例は前述の通り5事例あるが、①～④の4つの事例は、夫婦による再興である。再興時独身であったのは⑥茂右衛門明屋敷のみである。②～④のケースでは、夫婦どころか子供を1～3人連れての再興である。世帯消滅時の世帯構成員について調べた結果、5例中4例で世帯員数が1～2人であったこととは、見事に対照的な事実である。

これは偶然であろうか。もし偶然でないとすれば、明屋敷を再興する候補者は家族構成

という基準によってある程度選別されていた可能性はないだろうか。つまり、子供の出生が期待できる若い夫婦、もしくはそれほど若くなくても子連れで世帯の継続がある程度見込める者に明屋敷に入って村の成員になることを優先的に許し、適当な候補者がいない場合はあえて明屋敷のままにしておいた可能性がある。⑥の茂右衛門のケースは、単身で再興したため、あてはまらないが、少なくとも明屋敷再興者の世帯構成について、村の方にある程度の選好が存在するとは言えそうである。

改めてこの章の分析から得られた結果を要約すると、以下の5点となる。①横野村の明屋敷（＝消滅世帯の跡）の数は単年度で見ると常に2～4であった。しかし、その内実では②31年間で5世帯が消滅し、5世帯が明屋敷に人が入るという形で再興されるという人口約300、世帯数約60の村にとっては入れ替わりの激しいものであった。世帯の消滅については、明屋敷となった世帯5例のうち4例を除いて③観察最終年の世帯員が1人か2人であり、消滅リスクが非常に高くなっていったという傾向が見受けられる。世帯の再興については、④世帯が消滅してから再興されるまで20年程度かかるケースが多かったと考えられる。また、⑤再興年における世帯員は若い夫婦もしくは子供連れであり、消滅直前の世帯とは対照的に十年単位で世帯の継続が計算できる世帯構成となっていた。

また以上の結果から、(1)村に常に2～4世帯あり、再興まで20年程度を要した明屋敷の管理はどのように行われていたのか、(2)明屋敷再興者の世帯構成に選好が存在

するのはどのような含意があるのかという新たな疑問が生じた。さらに想像を逞しくすると、31年間に村の世帯の約1割にあたる5世帯が消滅するという危機にありながら、5世帯を再興させ、収支がプラスマイナス0となるのは、横野村の村人によって巧妙に仕組まれた結果ではないかとすら考えられるのである。

サンプル数の問題により、①～⑤の分析結果の妥当性については新たな史料の発見もしくは横野村と比較的類似した村の分析を待つてさらなる吟味が必要であるが、次章では疑問(1)と(2)について主に宗門改帳以外の史料を用いながら考察することとする。

4. 明屋敷の管理と再興

1) 明屋敷の管理

横野村には、分散（＝破産）について文政十一年（1828）の取り決めがある。前述の通り、明屋敷は世帯員の死滅により生じた例もあるため、全てに当てはまらないかもしれないが、明屋敷がどのように生じるか、もしくはどのように管理されたかについていくらかの手がかりを与えてくれる。

史料1 横野村文政十一年取り決め

村方取極之事¹⁶⁾

(前略)

一近年分散致候者多、村役人取計ハ勿論組合親類一同金子方片付等ニ迷惑筋多、難儀致候ニ付、以来は分散不致候様可心懸候・若分散不致候てハ難行立もの出来候節は、金主不残相招、其の座ニて家財諸道具売払分散致シ可申候事。

但シ分散致候者ハ当人より三代迄※（解説不能、「住」か）居家作不相成、尚又家作等親類買立は不相成候事。

（中略）

文政十一子年九月日

（後略）

要点は、1) 最近は破産して村役人はもちろん組合（筆者注：五人組）や親類一同に金銭問題で迷惑をかける者が多く、皆が困っていること、2) 破産の際は債権者を残らず呼んで、現場で家財道具を売り払って処理すること、3) 破産したものは当事者より三代までは居住も家の新築も許されず、その親戚が家を買ったりしてはならないこと、の3点に集約される。また、『秦野市史』によると、村入用（軒割）は組合が負担している¹⁷⁾。

明屋敷の管理という観点から特に興味深いのは3)である。破産当事者が三代にわたって一明記されていないが、おそらく横野村におけるそれを意味していると考えられる一居住及び家の建築を許されないのは破産の抑止を目的としたある種の制裁と考えられる。また、親戚が分散によって新たに生じた空家を買ってはならないというのは、特定の親戚筋が村内における勢力を必要以上に拡大することに対する予防線と解釈できるのではないだろうか¹⁸⁾。横野村の明屋敷や田畑の管理についてより詳しいことを語っている史料は今のところ発見できていないが、大いに参考になると考えられるのが江戸時代の最も有名な農政書である大石久敬の『地方凡例録』、煎本増夫の武蔵国荏原郡上野毛村（現在の東京都世田谷区上野毛）の研究、及び佐藤常雄の甲

斐国巨摩郡塚川村（現在の山梨県北杜市長坂町塚川）である。

『地方凡例録』によると、欠落百姓が出た場合、すぐに相続人が決まらない場合は、家や家財道具は入札で処分し、未納の年貢は村役人に委託し、田畑は「惣作」、つまり村全体で耕作すべきだという。もし欠落した者に前科がなければ再び村に戻り、以前のように所持していた田畑で農業を営むことは可能である¹⁹⁾。これに比べると一実態ではどの程度遵守されていたのかは不明とはいえ一人から三代は村での居住及び家の建築の権利を剥奪するという横野村の分散者に対する扱いは厳しいものである。

煎本は文化五年（1809）から文政九年（1826）にわたって、上野毛村の「潰百姓」が村を離れても、村の構成員としての権利を維持するために村に「潰株積金」を払いつつ、村に帰住した事例に着目し、次のように述べている²⁰⁾。

- (1) 上野毛村では百姓株（＝村構成員としての権利）を村に預け、一時的に離村することができた。
- (2) 村の構成員としての義務である年貢や村役は貨幣で負担した。

ただし、「潰株積金」や年貢を払う経済力があるのに、「潰百姓」はなぜ村を離れなくてはならないのかという疑問が生じるが、それについては他の先行研究を参考にしつつ、後に詳しく論じたい。

佐藤によると、塚川村では世帯員の死去、離散、年貢の未納だけではなく、「生産能力の欠如」も「潰百姓」として認定される条件だという。世帯員の死去は横野村の「明屋敷」

が生じる際にも見られる現象だが、「潰百姓」になった経緯はどうあれ、「潰百姓」の所持していた田畑は比較的安い小作料で小作に出され、小作料は積み立てられて年利10～15%で一恐らく強制的に五人組他の村人に一貸し付けられ、利息共々潰屋敷再興のための備蓄金となった。このような「潰百姓」の田畑の管理・運営を潰百姓賄というが、その主体となったのは多くの場合五人組であった。横野村でも、宗門改帳で「明屋敷」は常に五人組に属していることから、「明屋敷」になる前の世帯主が所持していた田畑は基本的に五人組によって管理・運営されていたのではないかと考えられる。

佐藤はさらに「潰百姓賄」にあたっていた五人組が田畑を買い入れていることに触れ、その背景に「潰屋敷」を再興しやすくするための経営規模拡大という動機があったとしている。つまり、「潰百姓賄は決して営利をめあてとした小作地経営ではなく、ムラの村落内再配分についてのムラ規制の一形態とみなすことができる」²¹⁾のである。煎本も上野毛村で「潰百姓」が村に帰住した際、4～15両の「潰株積金」を受け取り（利息を含む）、さらに土地を買い入れて、離村した時より経営規模を拡大した例があることを指摘しており、決して無計画に村に帰ったのではないことを主張している²²⁾。両者に共通することは、「潰百姓」の跡の再興は経営規模拡大とセットであったということである。

ここで、前述の上野毛村の「潰百姓」がなぜある程度の経済力を保持しているのに村を離れなければならないのかという疑問に戻ることにする。要するに、佐藤の言葉を借りれ

ばなぜ生産能力を欠いた「潰百姓」として認定されるに至ったのかということである。煎本は「農業のみの生産手段に行き詰まりが来た」者が「当面の生活難を打破するために」江戸に出稼ぎに行ったという仮説を立てているが、なぜ「農業のみの生産手段に行き詰まりが来た」のかは言及していない。が、それについては『地方凡例録』が示唆を与えてくれる。『地方凡例録』ではもし欠落した者が「独身者」の場合、残された田畑が荒地にならないように親類や五人組に管理や手入れをさせるべきとしている。また、親類もおらず、五人組も独身者で耕作が困難な時は、村全体で責任を持って管理・運営すべきとしている。つまり、欠落した者が独身の場合「残された田畑に修理が必要」と述べている時点で、独身者では農業労働力が不足するのはむしろ当然という扱いであり、田畑の管理・運営にあたる世帯の規模について注意が喚起されているのである。煎本の論文では家族構成について触れられていないが、おそらく農家として「生産能力を喪失した」大きな要因の一つが家族規模の縮小（＝家族労働力の減少）ではないのだろうか。

佐藤は「村方における潰百姓の規定は決して農民層の絶家や脱農を意味するものではなく、農民層の生産能力の喪失によってムラの再生産の一翼をになうことができなくなった場合、適用される」²³⁾と言うが、絶家や脱農と「生産能力の喪失」はそこまで厳格に区別すべきものであろうか。むしろ、絶家・脱農・明屋敷は「生産能力の喪失」と同一直線の延長上にあり、連続した事象であると捉えるべきではないだろうか。佐藤が指摘した五人組

による潰屋敷再興のための買い増しも、再興された農家世帯の生産能力欠如、さらには新たな明屋敷の出現を未然に防ぐため、より魅力的な農家経営条件を準備し、条件の良い再興の担い手を誘致するという視点から行われていたと考える方が妥当ではないだろうか。

ここで意味する条件の良い再興の担い手とは、明屋敷になりにくい構成の世帯であるということである。なぜなら前章で述べたように、構成員が1～2人であると、明屋敷が生じるリスクは高くなると考えられるからである。よって、次節では世帯の再興に焦点をあて前章の疑問(2)、「明屋敷再興者の世帯構成に選好が存在することにどのような含意があるのか」を考えてみたい。

2) 明屋敷の再興と養子縁組

ここでは(2)の疑問を解く手がかりとして、史料が豊富な②何兵衛明屋敷の事例を取り上げ、随時先行研究の成果も考慮しつつ、明屋敷再興者の世帯構成に選好が存在することはどのような含意があるのかという問いへの回答を試みたい。

明屋敷となる前の何兵衛^{なにべえ}の家系は宗門改帳では元文三年(1738)まで遡ることができる。また、この家系の当主は代々何兵衛を名乗るのが習慣であった。元文三年時点の何兵衛は組頭であり、横野村の有力者であった。その後、名主新右衛門の世帯が持高(=名目上の租税負担額)を減らす一方で、何兵衛は持高を増加させ寛政九年(1797)では村でもっとも持高が多く、裕福と考えられる世帯となった。その後天明から寛政年間の村方騒動では、何兵衛は村政の主導権を巡って名主新右

衛門と激しく争っている。村方騒動の原因は新右衛門の年貢徴収方法に対する不満であり、反新右衛門派の筆頭となったのが何兵衛であった。さらに文化六年(1806)には幕府の命じた丹沢山の御用炭焼出しを巡って再び村方騒動が起きたが、何兵衛はそこでも二つの対立勢力の一つの中心であった。

その後、どのような経緯を経て33年後の天保十年(1839)年に明屋敷と記載されるに至ったのかは不明であるが、村方騒動が一因となって世帯消滅に繋がったのかもしれない。4年後の天保十四年(1843)に、42歳の玄秀とその妻で37歳のみさ及び一男二女によって再興されたことは上述の通りである。

ここまでは宗門改帳によって得られた情報であるが、伝承を含む聞き取り調査、宗門改帳以外の史料は家の再興についてより複雑な像を提供してくれる。伝承によれば、何兵衛明屋敷を再興した玄秀は、横野村出身であり京都で医学を学んだ。しかし御殿女中との仲が発覚して故郷に帰された。その途中で伊豆山の相模屋という旅館の娘と結婚し二児を儲けたが、妻の弟が成人した後家督相続争いに敗れたため、横野村に帰って空家に住み、寺子屋を開いて蘭学を教えていたということである²⁴⁾。

さらに、玄秀の息子何兵衛は柏木姓を名乗っていることが明治四年の戸籍より判明しているが、玄秀自身の生家の姓は相原姓であることが筆者による平成十四年(2002)の聞き取り調査で分かった²⁵⁾。古老の証言によると柏木姓、相原姓共に横野村には多い姓であり、文書には表れないもののどの世帯がどの姓を名乗るべきなのかは横野村では江戸時代

から既に意識されていたと考えるのが妥当であろう²⁶⁾。横野村に帰住したのち、玄秀自身は安政六年（1859）から文久二年（1862）の間に世帯主の座を息子何兵衛に譲り、明治三年（1870）に死亡したことが宗門改帳から判明している。また、宗門改帳でも「医者」と記載されているので、伝承のように蘭学医であったかどうかは不明であるが、医者として活動していたと考えられる。

上記の伝承を一部を支持し、また一部とは矛盾するのが、玄秀が何兵衛明屋敷を再興したときに伊豆国賀茂郡伊豆山村（現在の静岡県熱海市伊豆山）の村役人が横野村の名主にあてて差し出した村送り証文である。

史料2 玄秀村送り証文

一札之事

一豆州加茂郡伊豆権現領百姓文蔵倅玄秀妻子共此度其御村百姓何兵衛養子ニ縁付遣候処相違無御座候此者代々古儀真言宗ニ而当村成就坊且那紛無御座（平出）御公儀御法度之宗門類族之無御座候間向後其御村御支配ニ被仰付御趣方為相守可被下候為後證仍而如件

天保十四年癸卯年四月日

豆州伊豆山

村役人

源吉（印）

相州大住郡横野村

御名主

新八殿

内容は伊豆山村百姓の文蔵の息子玄秀が妻子と共に横野村の百姓何兵衛の養子になる

が、代々真言宗の信徒²⁷⁾であり、幕府の禁じる宗教を信仰していないことを保証する旨の文書である。形式的には当時の村送り証文と比べ特異な点はない。平凡な形式とは対照的に、内容は非常に興味深い。まず、玄秀が伊豆山村の百姓文蔵の息子となっている点が伝承と矛盾している。これは玄秀が文蔵の娘みさの婿養子であるのを、文蔵の息子と言い換えただけであると考えれば、まだ伝承と辻褃を合わせることができる。しかし、何兵衛の養子になったというのはどう解釈すればいいのであろうか。宗門改帳においても伝承においても、玄秀は空家に入ったのであり、決して何兵衛が玄秀を養子に迎える状態にあつたとはいえない。何兵衛の生死は不明であるが、天保十年（1839）に明屋敷になっていることを考えると、少なくとも村にいなかったと考えるのが妥当であろう。

村にいない曰くつきの人物（恐らくは故人）と養子縁組をしてどのようなメリットがあるのだろうか。伝承と宗門改帳を素直に信じれば、玄秀が横野村に妻子と共に帰ることが決まった時点で、玄秀は村に3ある明屋敷のうちどれかを再興することが決まっていたのであり、養子縁組は横野村村役人と玄秀が示し合せた上、何兵衛との架空の養子縁組を行ったのではないだろうか。

武内利美は跡取養子慣行の特殊例として「買養子」慣行を挙げ、その内容を次のように説明している²⁸⁾。

「(前略) 家運が傾いて、破産に瀕する家があつた場合、その「家」を買取り、かつ相続人の地位を取得するものである。買取った「家」

の家長は、売主の形式上の養子となって、その姓を名のり、「家」に付随する一切の権利・地位をひきつぐ。しかし、売主は家族ともどもその家を去って、他に移る。後の交渉も、通例はもたないのである。まったく養子に擬して、家の「株」（権利）と地位を買取るものであって、富裕ではあるが家格の低い家が、由緒ある旧家の社会的地位をおそう手段として、多く行われた。「家」の継承と養子制度との関連を、別の面で示している例である。「買養子」がいかに法的に処理されたか、明確な事例は持合せてないが、それが型の上では「夫婦養子」となる点も、養子慣習とは異例である。」

市内の「買養子」の定義で注目すべきは、1) 血縁関係がなくても形式上の養子になってその家の姓を名乗り、「家」に付随する一切の権利・地位をひきつぐこと、2) 養子と養親の間で金銭授受が行われていること、3) 形の上では「夫婦養子」となることの3点である。

2) の金銭授受に関しては何兵衛が玄秀から金銭を受け取れる状態でなかった可能性が非常に高かったので当てはまらないが、1) と3) は「買養子」の定義と一致する。特に3) の玄秀のケースについては夫婦養子どころか子供を含めると5人という大人数であり、既に3つの明屋敷を抱える横野村にとっては世帯の継続がかなりの程度見込めると言う意味で、非常に好都合であった。しかし、なぜ養子縁組という手続きを経なければならないのかという疑問は残る。

下野国芳賀郡西高橋村（現在の栃木県芳賀

郡芳賀町西高橋）について、阿部昭は次のように言う²⁹⁾。

「欠落者が残した資産と百姓としての諸権利（跡式）を引き受け、代わって「家」を相続しようという農民が縁者の中から現れれば好都合であるが、なかなかそう巧くは行かぬから、養子縁組なども試みられる。」

阿部の言葉が正しければ、明屋敷再興の手段として虚構の養子縁組を用いることは横野村だけではなく広く一般に行われており、玄秀と何兵衛の養子縁組もその一例に過ぎない可能性は高い。玄秀の息子何兵衛が相原姓を名乗らず、柏木姓を名乗り、さらに代々の当主の名何兵衛を名乗ったのも、玄秀の明屋敷再興が「養子縁組」だったからではないだろうか。また、世帯消滅リスクが高く、残された田畑の規模に見合う農業労働力を提供できない独身者は敬遠されて、最低でも夫婦、できれば既に大きな子供がいる夫婦という世帯構成の候補者が優先されて、養子縁組という形で明屋敷を再興したのではないだろうか。

横野村の東に位置する旧菩提村（現在の秦野市菩提地区）出身の三嶽敏雄は「遺跡証文」^{イセキ}について次のように定義する³⁰⁾。

「農家の部屋住の若者が後家の百姓株を譲り受けて独立することが出来る。所持地の少ない農家では長男以外は部屋住みとして一生をおくるほかないが、たまたま働き手を失った後家が出現すると持参金づきで跡におさまることができる。持参金を借金することが多いが、領主から課せられる負担や人足差出しは

軒割が多く、村では一軒でも潰れるとその負担が他へしわよせられるので、できるだけ戸数を維持する必要がある。」

ここで注目すべきは、金銭授受が慣習となっていることである。養子縁組を媒介とした金銭取引は八王子千人同心株の事例が有名である³¹⁾が、実際に江戸時代の遺跡証文を見ると、横野村と他の村の間で1～15両の金で養子の座が取引されている例がある。

史料3 次兵衛一定六遺跡証文

遺跡証文之事

一 貴殿子息定六儀我等遺跡二貫娘与致壺所ニ候上者田畑家材山林竹木諸道具等迄不残遺跡方江相讓申所実正也此譲リニ付諸親戚者不及申横合与構申者無御座候然ル上者御（闕字）公儀様御法度之趣急度相守積孝大切ニ可仕候為持参与金子拾五両儘ニ受取申候万一不縁ニ罷成候ハ右之持参金不残返済可申候為後日遺跡証文加判依而如件

寛保貳戌年二月日

窪田又左衛門知行所

土屋村

親 次兵衛 (印)

親戚仲人茂兵衛 (印)

年寄加判喜左衛門 (印)

名主加判長右衛門 (印)

横野村

理右衛門殿参

史料4 平兵衛一勘右衛門・なつ遺跡証文

遺跡証文之事

一 貴殿弟勘右衛門女房なつ共ニ我等遺跡ニ貫申候為持参与金子壹兩只今儘ニ請取申上ハ畑屋敷山林竹木家材不残相讓申所実証成御（闕字）公儀様御法度之條々ハ不及申孝行之趣相守可申為後日依而証文如件

寶曆貳年

申二月日

横野村

親 平兵衛 (印)

仲人 五兵衛 (印)

親戚

同 孫兵衛 (印)

組頭 太郎左衛門 (印)

同 紋左衛門 (印)

同 何兵衛 (印)

同 理右衛門 (印)

同 源兵衛 (印)

名主新右衛門 (印)

羽根村

金三郎殿

史料3は寛保二年（1742）に土屋村の百姓次兵衛が横野村の理右衛門の息子を婿養子とし、田畑を含む全ての財産を相続させる代わりに持参金15両を受け取るが、離婚した場合は持参金は返却する旨、史料4は宝暦二年（1752）に横野村の百姓平兵衛が羽根村の百姓金三郎の弟勘右衛門をその妻なつと共に夫婦養子とし、資料3と同様全ての財産を相続させる代わりに持参金1両を受け取る旨が記載されている。

三嶽による「遺跡証文」の定義は農家の次三男に限定されたもののよう解釈できるが、夫婦や子供のいる家族が明屋敷を再興するケースにも拡大することは可能であると考えられないだろうか。何兵衛と玄秀の「養子縁組」では確認できなかったが、養親にあたる存在がない場合、村が法人格として金銭を受け取った可能性もある。さらに三嶽の定義で興味深いのは、世帯が消滅すると、その分の貢租や労役負担が他の世帯へのしわ寄せとなって表れるので「できるだけ戸数を維持する必要がある」と村の世帯数の維持について言及している点である。

内藤二郎『近世本百姓体制の研究』によると、諸農民層中の「特定」農民は太閤検地以降の一連の検地によって、課役負担義務を負う公儀の百姓として、身分を確立され、その身分を変えることを許されない者として、土地に緊縛され、そして村におけるその定数が「固定」という³²⁾。これだけ読めば古色蒼然たる「封建時代の百姓＝農奴」像に他ならないが、本百姓の身分は「自然人としての本百姓個人」と分離し、「それ自体売買の目的物としたところの「権利」としての百姓株」が形成される現象が一般的に見られたはずだと内藤は主張する³³⁾。百姓株には「村宅共同体の構成員となりうる権利、村山入会権、用水管理権、村役人たりうる権能」が付随しているが、「村々に定数が定まり、増減しない」ため、世帯員の死滅や欠落などで持ち主のなくなった百姓株に空きが出た場合、分家が継出すると、入手希望者が多く現れることになる³⁴⁾。

もっとも、入手希望者が空いた株の数より

多い場合はいいが、そうでない場合は、佐藤の言葉を借りると「潰百姓はムラにおいて本来的に再興されるべき「百姓株」として承認されているのである」³⁵⁾ということとなる。そして、塚川村のように「潰百姓賄」によって潰百姓跡再興のため涙ぐましい努力をすることになる。

横野村の場合は、前章で見た通り幕末は常に2～4の明屋敷が存在し、一度明屋敷が生じると（偏った世帯構成への選好が影響した可能性があるとはいえ）約20年は再興されないことが判明している。明屋敷は（世帯の消滅等によって空いた）百姓株とすることができるだろう。このような状態で百姓株の「入手希望者が多い」とは言えない。三嶽が世帯数の「維持」に言及するのも当然であろう。先に筆者は形式上村にいないはずの何兵衛の養子となった玄秀が明屋敷を再興する、つまり百姓株を入手する対価として法人格としての村に金銭を支払った可能性があると言ったが、このように恒常的に明屋敷が存在する状態で持参金を要求するのは、いたずらに明屋敷再興の候補者を減らすだけではなかったか。

ここで、前述の史料3、4に加えて明治三年の村送り証文を紹介しよう。

史料5 伝七一長七養子縁組村送り証文

村送り一札之事

一相州大住郡上大槻村百姓茂右衛門弟長七与申者当午三拾四才ニ相成候処此度其御村方伝七遺跡ニ縁付遣シ申候尤田畑山林敷金等附遣シ不申候此度村方人別相除其御村方御人別ニ御差加へ可被下候為後日送り一札仍而如件

明治三年庚午年

上大槻村

名主 太右衛門 (印)

横野村

御役人中

史料5の内容は、明治三年(1870)上大槻村の百姓茂右衛門の弟長七34才が横野村の伝七の養子になるので、上大槻村の宗門改帳から長七を削除し、横野村の宗門改帳に加えて欲しいというものである。田畑山林敷金等の持参金はないと明言されている点が注目される。これは今日で言えば地方自治体間の住民票の移動手続きに相当する村送り証文であるので、史料3、4のような遺跡証文が当事者間の契約文書として取り交わされている可能性が高いが、残念ながらそれを発見することはできなかった。私的な文書である遺跡証文には持参金のやりとりについての記載があるかもしれないが、仮に「田畑山林敷金等附遣シ不申」という村送り証文の記述が正しいとすれば、この養子縁組に関しては金銭の授受を伴わなかったことになる。筆者は秦野市で他にも持参金を伴う養子縁組の個別事例を探したが、見つけることができず、見たのは伝七一長七養子縁組と同様に、「田畑山林敷金等附遣シ不申」と記載されたものばかりであった。

以上の3点の証文の年代からサンプル数の問題があるのを承知で推測すると、史料3、4がいずれも18世紀のものであることからして、常に2~4の明屋敷が見られた天保十年(1839)から明治三年(1870)までの31年間は、

横野村の百姓株に値段がつかなかった時期であると考えられる。よほど魅力的な物件であれば養子縁組や明屋敷再興の際に持参金が発生したのかもしれないが、議論する材料が全くないので、この節では百姓株取得の際の持参金と言う慣行自体が衰退しているか、あまり一般的でなかったという仮説を提唱するに留めておきたい。また、塚川村の「潰百姓賄」のように再興の担い手のために村や五人組が農地を買い足して経営規模拡大の努力をしている場合、それはマイナスの持参金、つまり村から百姓株を取得する者に何らかの出費がなされていると考えられないだろうか。

以上、論点が多岐にわたったがこの節の要点は下記の通りである。①明屋敷の再興は養子縁組の形で行われることがあった。これは横野村のみではなく、少なくとも関東地方で広くみられたであろう現象であった。②(百姓階層に限らず)養子縁組に際し持参金が発生し、養子と養親の間で金銭授受を伴うことがあった。③②の場合、多くは百姓株の売買という含意を伴った。④百姓株に値段がつくのは一村の百姓株に定数があったからである。⑤百姓株の取得を伴う養子縁組の場合、夫婦単位もしくは親子単位で養子に入った。

前章の疑問(2)、明屋敷再興者の世帯構成に選好が存在することの含意については①~⑤によりある程度説明できたが、幕末の横野村や「潰百姓賄」が行われていた時代の塚川村で、百姓株の稀少性の対価として持参金が発生するどころか、逆に再興の担い手のために村の方で何らかの出費が必要になっていたという仮説については、ほとんど議論が出来ていない。つまり、④百姓株に定数があり、

それは上方にも下方にも弾力性がないという問題である。

3) 横野村における百姓株の定数

再三繰り返した通り、天保十年（1839）から明治三年（1870）の横野村では31年間の世帯数の増減は0であり「見かけの」世帯数は非常に安定していたが、その裏では5軒の明屋敷が発生し、5軒の明屋敷が再興されたという激しい人の入れ替わりがあった。

佐藤常雄は日本のムラの流動性の高さについて次のように指摘する³⁶⁾。

「日本のムラを語ることわざに、「三代続けば末代続く」「三代続けて栄えたためしなし」などがある。つまり、日本ではほとんどのイエが親・子・孫の三代すなわちおよそ百年間で衰退してしまうというのである。

このことわざは、持たざる者の貧しさを象徴する言葉として理解されているきらいがあるが、しかしそれは決してムラの階層性の強さを意味しているのではなく、ムラを構成する各イエの身分的・経済的な流動性の高さを表しているのである。日本では特定の家筋が数百年もの長い間継続することの方が実はまれな事例である。日本の農村では、ムラの外枠としての本百姓株が固定化していても、その内部ではイエ間での絶えざる競争がくり返されていたのである。」

三代=100年とすれば、31年の分析はちょうど一代に相当するだろうか。横野村では一代で村の約1割の世帯がすっかり入れ替わったのである。そのまま何も対策を講じなかつ

たら、明屋敷が潰れたままであってもおかしくない。30年で1割減少するとすれば、三代=約100年では世帯数は0.9の3乗で観察開始時点の0.73倍、つまり27%の減少をみてもおかしくないのである。

このような流動性と世帯数の非弾力性を指して内藤は以下のように先行研究を批判する。筆者は、同じことが現在の日本の歴史人口学の研究にも言えると考ええる。

「村内の一定数の本百姓は、潰れと分家を絶えず再生産しながらも、潰百姓跡株は分家層により絶えず潰株再生産の形でもって補充されてゆくので、一時点の平面的観察のみに頼る研究からは、つねにある村内には形式上の本百姓定数はかなり長期にわたり固定している結果が現れてくることになる。」

横野村に即して言い換えれば、常に世帯員の死亡・欠落・引っ越しのいずれかによる世帯の消滅で明屋敷が発生するが、明屋敷は絶えず再興されるので、世帯数合計の観察によると横野村の世帯数には変動がないように見えるということであるが、実際には明屋敷の発生から再興までは20年ほどのインターバルがあり、内藤の言うように「本百姓定数は長期にわたり固定している」とは単純に言えないのである。「長期にわたり固定している」のであれば、観察される世帯数=「本百姓定数」=百姓株数となるはずであるが、横野村では常に2~4の明屋敷がある。よって横野村の百姓株数は以下の式により求められるはずである。

百姓株数 = 世帯数 + 明屋敷数

計算した結果、天保十年（1839）から明治三年（1870）の横野村の百姓株数は63となった。単純に需要と供給の問題として考えると、（おそらく夫婦養子という慣行として表れる）明屋敷再興の担い手の世帯構成に対する選好が潜在的な取得希望者にとって負のインセンティブとなっている可能性は否定できないとはいえ、常に「空きがある」横野村の百姓株は供給過剰である。

百姓株に村の「市民権」というべき本百姓身分の外入会権等様々な権利が付随していることは前述した。しかし、それを需要する主体である世帯が十分でない状態で、なぜ百姓株を減らさないのか。塚川村を例に取れば「潰百姓賄」という形で莫大な管理コストがかかっているのも先に述べた通りである。

それにもかかわらず江戸時代の村が百姓株数を維持しようとした理由はあまり研究されていない。と言うより、管見の限り株式会社以外の株の制度研究自体が実証レベルでも理論レベルでも非常に少ない。社会学にもブルデューの「定員」やウェーバーの「専有」等類似の概念はあるが、広義の「株」制度研究が最も進んでいるのは日本近世史の分野と言えるかもしれない。経済学分野で株制度の研究と聞いて思い当たるのは中島隆信の大相撲年寄株の研究くらいである³⁷⁾。強いて言えば、「rent seeking」が広義の「株」に最も近い概念かもしれないが³⁸⁾、中島の研究は相撲の年寄株の供給不足による利潤の発生についてのものであり、内藤の著書も百姓株の需要が供給を上回るケースについての言及がほと

んどである。百姓株については、定員割れのケースが少なくないという事実が（経済史家含めた）経済学者の興味を引かないのかもしれない。

乏しい先行研究の中から、村にとって百姓株の数を維持する理由について述べている箇所を探すと、まず、内藤や三嶽のいう「一人当たりの年貢・諸役負担の増大の回避」という説明があるが、単純には賛成できない。江戸時代に一人当たりの労働量が飛躍的に増大するという「勤勉革命」があったにもかかわらず江戸時代後期の農村では村単位の遊休日の増加により、一人当たりの年間労働量は減少した上、娯楽費も増加したからである³⁹⁾。これは、江戸時代後期には年貢を払っても農民の手元に残る余剰がそれだけ増大したことを意味する。労役負担がほとんど貨幣による負担と転化した江戸時代後期に「一人当たりの年貢・諸役負担の増大の回避」では、塚川村の「潰百姓賄」のような莫大なコストをかけてまで百姓株を維持する理由が説明できないのではないだろうか。そもそも年貢負担者が一人や二人減った時点で年貢負担が不可能になる程余裕のない村であれば、再興者誘致のための耕地買い増しなどする余裕がないはずである。よって、単なる労働力不足は村人にとって百姓株数維持のインセンティブとならない。

内藤はまた支配者側のインセンティブとして、年貢負担者である本百姓 = 百姓株保持者の数が減れば年貢負担者が減るという説明をしている。それも一見正しいように思えるが、村請制のもとでは年貢を納めるのは村単位なので、年貢さえ納入されれば本百姓の数

を厳格に維持すること自体は幕府や藩にとってそれほど問題ではない。

ここで、①江戸時代の日本は契約社会であることと、②共同性という2つの観点から村という制度を見直してみたい。

江戸時代では幕府や藩のような公権力と村という法人の間に双務的な契約が結ばれる。村の公権力に対する義務が年貢や諸役の負担である。それに対し、幕府や藩は（しばしば他の村に対して）村の権益を保障する義務があった。村の内部で権益をどのように分配するかについては村人が完全に決定権を握っていたが、村人のなかで優先的に権益の分配に預かることができたのが本百姓であり、幕府や藩はその身分を保障したのである。村の中で権益の再分配が行われ、村から契約更新の要求があれば、幕府や藩は新しい本百姓の身分を保障した。ただし、幕府や藩との契約更新では新たな貢租や役の負担を要求されることが多く、村や村人にとって大きな代償を伴ったため、それは契約更新にとって強い負のインセンティブとなった。また、幕府と藩による本百姓身分の保障自体が本百姓にとって「既得権益」を保障するものであったので、本百姓制度は構造的に百姓株保持者自身が既存の形を強化・再生産するインセンティブを内包していた。したがって、内藤の言うように本百姓身分が代替わり等によって自然人を離れて分離しても、百姓株が一種の法人格として機能したと考えられるが、代わりに百姓株保持者は組織として形式が「変わらず」存続することに強く固執せざるを得なくなった。百姓株の定数維持は組織の形式存続の一環であったのであり、百姓株保持者の増減は

制度存続の根幹に関わる重大事項であった。

こうした契約の観点以外に、近年「共同性」の観点から江戸時代の組織について新たな見地を示したのが、武家の家臣団を取り上げた藤方博之の一連の研究である。藤方は大名堀田氏の家臣団について、時代が下るにつれて、家臣団が主君堀田氏を介して俸禄の一部の積立を行い、それは家臣団の中の困窮者に縁組のための資金として貸し付けられたことを明らかにしている。家臣団の再生産を目的とした一種の「共済」であるが、それが成立することで「共同性」が形成され、そのような「共同性」は明治の士族授産の「株」株式会社設立という形で存続したという⁴⁰⁾。家臣間での所得移転という現象が生じる相互扶助的な家臣団の構造は、主君と家臣の単なる「支配・従属」関係やパターンリズムで説明できるものではなく、ある種の「共済」意識抜きでは説明が不可能であろう⁴¹⁾。また、このようなシステムが成立したのは堀田氏の家臣団の規模が拡張した後、転封による整理・縮小を経た後であった。家臣団の規模が大名としての堀田氏の体面を維持する方向に緊縮財政による危うい均衡の上に成立していたであろう事が推測できる点も興味深い。

村に引きつけて考えれば、権益の再分配のためだけではなく、個々の世帯の再生産をも目的とした「共同性」が限られたメンバー＝百姓株保持者の中で形成されたと読み替えることができる。さらに、そうした「共同性」意識は百姓株保持者の集合体である村という組織の存続を自己目的化し、「村」を近代を超えて現代まで生き残らせることになったのではないのだろうか。

5. おわりに

農協共済総合研究所の行った複数地域の現地調査では、地域活性化の試みに対して批判的な声が寄せられる一方、「それでも穏やかな再生には意義がある、なぜなら地方圏に特有のゆっくり流れる時間を支える意味を見出してくれるから」という意見もあったという⁴²⁾。こうした「イベントによる一過性の騒擾状態よりも着実な歩みを重視する方がよい」とする価値観は、一朝一夕に形成されたものではなく、疑いもなく歴史的文化的蓄積の上に築かれたものである。共同体の枠組みを大きく変えることなく、人が入れ替わることを可能にした江戸時代の養子縁組も、そうした価値観を作り出した背景として解釈することも可能であろう。

もちろん前述の通り、平均寿命が遥かに短く、合計特殊出生率が遥かに高い江戸時代の経験を、現代社会にそのまま生かすことは不可能である。団塊世代の突出したつぼ型人口ピラミッドに象徴される現代日本の人口構造は、若年人口の多い江戸時代とは全く異なるからである。かつてない第二次産業・第三次産業の発展という現代特有の産業構造もある。労働力の国際移動への対応も急務である。

ただ、こうした課題に高度な経済成長ばかりを追求する従来の価値観のみで対応できるのだろうか。例えば、日本では大企業の海外移転が半ば脅迫的に叫ばれているが、既にアジアでは人口抑制政策が採られた中国を除いても、合計特殊出生率は既に低下しており、その波はアフリカ大陸全土まで及んでいる⁴³⁾。安い労働力を求めて新天地を探しても、長期

的にはどこにも逃げ場はない。中国では賃金の引き上げを求めるストライキが多発しており、中国企業も東南アジアに生産拠点を移す動きがみられる⁴⁴⁾。国連の中位推計によれば2050年には世界人口の増加は減速し増加率はゼロに近づき、低位推計によれば世界人口は2040年頃を境に減少に転じる⁴⁵⁾。よって人類は将来、早ければ30年後にゼロもしくはマイナスの人口成長の下で、人的資本の絶対量が制限されるという前提で再生産を行わなければならないという未曾有の事態に臨むことになる。

日本全国で合計特殊出生率が低水準で伸び悩み、高齢化が進んでいる今、都市も人口問題から自由とは言えない。だからこそ、農村ばかりではなく都市においても持続的な社会の構築へ向けて、従来の一面的な価値観のオルタナティブが求められているのではないだろうか。過去の地域社会における「ゆっくり流れる時間」の背景について分析した本稿が、現代社会を相対化する何らかの手掛かりとなれば幸いである。

注

- 1) 東京都、神奈川県、千葉県、滋賀県、愛知県、埼玉県、大阪府、福岡県。総務省統計局「国勢調査 人口速報集計結果 結果の要約<平成23年2月25日公表>」(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/jinsoku/pdf/youyaku.pdf>)
- 2) 総務省統計局「国勢調査 人口速報集計結果 結果の要約<平成23年2月25日公表>」(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/jinsoku/pdf/youyaku.pdf>)
- 3) 松平定信著、松平定光校訂『宇下人言・修行録』岩波書店、1942年、113-114頁。
- 4) 武陽隠士著、本庄栄治郎校訂、奈良本辰也補訂『世事見聞録』岩波書店、1994年、100-101頁。
- 5) 渡辺尚志『百姓の力』柏書房、2008年、211頁。
- 6) 落合延孝『八州廻りと博徒』山川出版社、2002年、96頁。

- 7) 落合延孝『八州廻りと博徒』山川出版社、2002年、94頁。
- 8) 佐藤常雄『貧農史観を見直す』講談社、1995年、96頁。
- 9) ただし、武士を筆頭とするいくつかの身分に属する人口が含まれていないことは注意しなければならない。日本で身分にかかわらず住民の全数調査が行われるようになったのは、近代人口統計の概念が成立してからである。速水融「人口統計史から見た明治維新」『歴史人口学研究』藤原書店、2009年、83-84頁。
- 10) もっとも、下野・常陸・上総・下総（現在の千葉県南部）の4ヶ国の人口については、『国勢調査以前人口統計』を編纂した速水融は自著の中で数値の信憑性に疑問を呈している。速水融「人口統計史から見た明治維新」『歴史人口学研究』藤原書店、2009年、118頁。
- 11) 「横野村」『日本地名体系14 神奈川県地名』平凡社、1984年、567頁。
- 12) ただし、慶長十四年（1609）年からは一部が旗本小栗領、残りが旗本戸田領となり、元文五年（1740）には再び幕府直轄領になった。「横野村」『日本地名体系14 神奈川県地名』平凡社、1984年、567頁。
- 13) 本稿の分析に使用した宗門改帳は以下の通りである。
- ・『元文三年相州大住郡横野村人別宗門御改帳』（1738）
 - ・『寛保三年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1743）
 - ・『延享元年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1744）
 - ・『延享貳年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1745）
 - ・『延享三年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1746）
 - ・『延享五年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1748）
 - ・『寛延貳年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1749）
 - ・『宝暦八年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1758）
 - ・『明和八年相模国大住郡横野村宗門人別帳』（1770）
 - ・『明和九年相模国大住郡横野村宗門人別帳』（1771）
 - ・『明和十年相模国大住郡横野村宗門人別帳』（1772）
 - ・『安永四年相模国大住郡横野村宗門人別帳』（1774）一題名推定、断簡のため
 - ・『寛政九年相模国大住郡横野村宗門人別帳』（1797）
 - ・『天保十年相模国大住郡横野村宗門御改帳』（1839）
 - ・『天保十四年相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1843）
 - ・『嘉永三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1850）
 - ・『嘉永四年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1851）
 - ・『嘉永六年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1853）
 - ・『安政二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1855）
 - ・『安政三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1856）
 - ・『安政四年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1857）
 - ・『安政六年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1859）
 - ・『文久二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1862）
 - ・『文久三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1863）
 - ・『元治元年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1864）
 - ・『元治二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1865）
 - ・『明治二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1869）
 - ・『明治三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改帳』（1870）
 - ・『相模国大住郡横野村平民族戸籍』（1871）一題名推定、表紙破損のため部分的に解読不能
 - ・『明治五年足柄縣管轄第十八区戸籍』（1872）
- 14) 本稿では便宜上「五人組」という呼称を使用するが、実際に史料では6世帯で構成され、「六人組」と記載されているものも少なくない。
- 15) データの欠如により、観察開始以前にイベント（本稿の場合は世帯の消滅）のリスク期間が始まってしまうことを指す。同様に、イベントが起きる前に観察期間が終わってしまう右センシングも存在する。津谷典子「イベント・ヒストリー分析」日本人口学会編『人口大事典』培風館、2002年、428-429頁。
- 16) 秦野市史編さん委員会『秦野市史 第三巻 近世史料2』秦野市、1983年、70頁。
- 17) 秦野市史編さん委員会『秦野市史 第三巻 近世史料2』秦野市、1983年、72頁。
- 18) 速水融による美濃国安八郡西条村（現在の岐阜県之内町西条）の研究では、比較的所得の高い世帯は出生率が高く、分家を出しながら勢力をのばしていたのに対し、比較的所得の低い世帯は出生率が低く、絶家となる家が多いことを明らかにしている。この研究結果を受けて、上智大学の鬼頭宏氏は同族団を形成するという動機が背景にあったと解釈し、筆者もそのような見解を証明する実証研究を行うよう学会等で再三教示された。江戸時代後期における農村の分家が同族団形成を目的としたものかどうかという論点について先行研究を調べれば、大石慎三郎が村落共同体内において、同族団の多い方がその自治活動上有利であるから分割活動を続けると鬼頭の主張に近い見解を述べている。それに対し、内藤二郎は「有力家系の分家の分出による潰百姓跡株補充機能のもたらしたところの必然的結果として生じているように考えられるのであり、（中略）目的論的ではなくて、制度のもたらした当然の結果が結果的に同族団を形成させた」という見解を示している。日本の百姓身分については明確な出自集団の法則が存在しないため、筆者は鬼頭や大石の説よりは内藤説に賛成であるが、何よりも鬼頭自身による実証研究が待たれる。
- 浜野 潔『歴史人口学で読む江戸日本』吉川弘文館、2011年、49頁。
- 内藤二郎『本百姓体制の研究』御茶の水書房、1968年、175頁。
- 19) 煎本増夫『五人組と近世村落』雄山閣、2009年、116頁。
- 大石久敬著、大石慎三郎校訂『地方凡例録 下巻』近藤出版社、1969年、113-114頁。

- 20) 煎本増夫「幕末における漬『株』百姓の存在形態」『世田谷』12号、世田谷区史研究会、1961年、4～6頁。
- 21) 佐藤常雄『日本稲作の展開と構造』吉川弘文館、1987年、186-188頁。
- 22) 煎本増夫「幕末における漬『株』百姓の存在形態」『世田谷』12号、世田谷区史研究会、1961年、7頁。
- 23) 佐藤常雄『日本稲作の展開と構造』吉川弘文館、1987年、186-188頁。
- 24) 相原八重子聞き取り文、『語り部運動資料集 第九集 横野運動資料集』秦野市老人クラブ連合会、1997年、31頁。
- 25) 筆者の2002年9月6日における秦野市横野地区在住男性4人(80)、(73)、(72)、(71)への聞き取り調査による。
- 26) 同上。
- 27) 伊豆山村は伊豆山神社領であり、伊豆山神社の別当寺 走湯山般若院は真言宗である。
- 28) 武内利美『家族慣行と家制度』厚生閣出版、1969年、106-107頁。
- 29) 阿部 昭『江戸のアウトロー』講談社、1999年、137頁。
- 30) 三嶽敏雄「村の税の負担と治山治水」『秦野市史研究』23号、秦野市、2004、110頁。
- 31) 馬場憲一「江戸幕府御家人株の実態について」『古文書研究』36号、日本古文書学会、1992、33-44頁。
- 32) 内藤二郎『本百姓体制の研究』御茶の水書房、1968年、203-204頁。
- 33) 内藤二郎『本百姓体制の研究』御茶の水書房、1968年、204-205頁。
- 34) 内藤二郎『本百姓体制の研究』御茶の水書房、1968年、205頁。
- 35) 佐藤常雄『日本稲作の展開と構造』吉川弘文館、1987年、186-188頁。
- 36) 佐藤常雄『貧農史観を見直す』講談社、1995年、109-110頁。
- 37) 中島隆信『大相撲の経済学』筑摩書房、2008年。
- 38) 「株」をあえて現代日本語に訳すなら、(本来「rent」に含まれているはずの)「利権」という概念が最も近い。ただし、ここでは「地代」との混同を避けるため、あえて「rent」ではなく、「rent seeking」の語を用いた。
- 39) 近現代とは異なり、江戸時代では休日を決めるのは、藩や幕府のような公権力ではなく村の役割であったため、休日の日数は村によってまちまちであった。
武田晴人『仕事と日本人』筑摩書房、2008年、65-79頁。
古川貞雄『村の遊び日』平凡社選書、1986年。
- 40) 藤方博之「後期堀田氏家臣団における縁組手当金について」『佐倉市史研究』20号、2008年。
藤方博之「旧佐倉藩士族結社の活動と士族の「家」」『北総地域の水辺と大地』雄山閣、2011年。
- 41) 藤方博之「後期堀田氏家臣団における縁組手当金について」『佐倉市史研究』20号、2008年、42-43頁。
- 42) 渡辺靖仁「地域の潜在力をつかむ」『農協共済総合研究所 創立20周年記念論文集』農協共済総合研究所、2011年、20-21頁。
- 43) 世界の地域別合計特殊出生率を推計した表によると、

アフリカの合計特殊出生率は、1970-1975年の間は6.69であったのが、2005-2010年では4.61と低下しており、さらに2045-2050年では2.40に低下する見通しである(中位推計による)。

United Nations Population Division, 'World Population Prospects: The 2008 Revision', 2009, New York.

(http://www.un.org/esa/population/publications/wpp2008/wpp2008_text_tables.pdf)

44) 「経済マンスリー 2010年6月(中国)」三菱東京UFJ銀行、2010年、1～3頁。(http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2010/monthly_ch20100618.pdf)

45) 佐藤龍三郎・石川晃・別府志海「国連世界人口推計2008年版の概要」『人口問題研究』日本人口学会、2009年、81頁。

謝 辞

本稿は、筆者が2002年に執筆した修士論文及び日本農業史学会2011年度研究報告会にて行った報告をもとに執筆したものである。日本の農村社会の構造については、安藤光義先生、坂根嘉弘先生、藤方博之先生、松本武祝先生、万木孝雄先生、脇野博先生から貴重なご助言を頂いた。また、調査や研究の際多大なるご指導とご鞭撻を賜った横野村の皆様、秦野市史編さん室の方々にもこの場を借りて御礼申し上げます。